

令和 2 年度 当初予算編成方針

いわき市

令和2年度当初予算編成方針

1 本市財政を取り巻く状況

本年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」によると、2025年度の国・地方を合わせたプライマリー・バランス黒字化を目指し、団塊の世代が75歳に入り始める2022年までの3年間で、「基盤強化期間」と位置付け、令和元年度予算から目安に沿った予算編成を行うなど、引き続き経済再生と財政健全化に着実に取り組むこととしている。

また、9月の月例経済報告によると、我が国の景気は、輸出を中心に弱さが続いているものの、緩やかに回復しているとし、先行きについては、通商問題をめぐる緊張の増大が世界経済に与える影響に注意するとともに、海外経済の動向と政策に関する不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されるとしている。

本市の令和2年度の財政見通しは、地方財政対策等の詳細が明らかでない現段階において、的確に予測することは困難であるが、歳入面では、市税が前年度と同程度の水準を確保できるものと見込まれる一方で、歳出面では、公債費が減少傾向にあるものの、社会保障関係経費の増加や公共施設の老朽化対策等により、多額の財政需要が見込まれるなかで、震災からの復興と地域創生に向けた新たなまちづくりを進めるためには、大幅な財源不足が生じるため、多額の財政調整基金等を取り崩して対応せざるを得ない状況となっている。

また、地域経済の動向や税制改正などの今後の国等の動向によっては、更なる収支不足が発生する可能性もあり、財政収支の見通しは、予断を許さない状況となっている。

2 令和2年度予算編成に係る基本的な考え方

令和元年度は、復興のその先を見据えた「共創」のまちづくりをより一層進め、新・市総合計画改定後期基本計画において重点戦略に位置付けた「復興」と「地域創生」を着実に進めていくこととして当初予算を編成し、施策を推進してきたところである。

令和2年度は、現行の新・市総合計画及び復興・創生期間の終期となり、財政の健全性を保ちながら、同計画基本構想に掲げる「めざしていく『いわき』の姿」の実現を目指す必要があることから、次の3点を基本方針として、予算編成に取り組むこととする。

(1) 基本方針

新・市総合計画改定後期基本計画において重点戦略に位置付けた「復興」と「地域創生」を着実に進めていくことを行動理念として、令和2年度当初予算編成の基本方針を次のとおりとする。

① 「ふるさといわき」の力強い復興の実現に向けた総仕上げ

② 復興の先を見据えた「共創」による「いわき創生」の推進

③ 持続可能な行財政運営の確立

※ なお、将来にわたり持続可能な行財政運営の確立を目指すため、新・市総合計画改定後期基本計画に掲げた方針（基金保有額、市債残高）に基づき財政運営を行う。

(2) 具体的な取組み

基本方針に基づき、次のような具体的な取組みを行う。

① 復興の「総仕上げ」と財源の確保

- ◇ 令和2年度までの復興・創生期間において復興の総仕上げに向けた施策・事業に最優先で予算を配分する。
- ◇ 東日本大震災復興交付金や福島再生加速化交付金など、復興に係る様々な財政措置を活用し、財源を確保する。

② いわき創生に向けた予算の重点化 ～「共創」のまちづくり～

- ◇ 人口減少に歯止めをかけ、将来にわたりまちの活力を持続させるため、自然動態及び社会動態を改善するための取組みを重点的に実施する。また、既存の施策であっても、その優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する。
- ◇ 市民サービスの現場にある各部等は、復興の先を見据えた未来に夢を持てるまちの実現に向け、市民と市の連携のもと、相互の知恵と資源を結集し、新たな価値の創出を目指した「共創」のまちづくりに取り組む。

③ まちづくりの取組みと財政の健全化の両立

- ◇ 防災・減災、国土強靱化のための緊急対策に係る時限的な地方財政措置を積極的に活用し、安全に安心して暮らせるまちづくりを進める。
- ◇ コンパクト化とネットワーク化を組み合わせながら、持続可能で暮らしやすいまちづくりを進める。
- ◇ 施策・事業の予算化に際しては、職員一人ひとりがコスト意識をもって従来の発想にとらわれず、必要性、有効性、経済性、効率性などについて、ゼロベースの観点から十分に検証し、改善や見直しを徹底的に進める。
- ◇ 効率的な行財政運営と市民サービスの維持向上を図るため、積極的に民間活力を活用する。
- ◇ 新規事業や事業の拡充に取り組む場合は、既存事業のスクラップや新たな特定財源の確保等により自ら必要な財源の捻出を図る。

- ◇ 市税及び税外収入の収納率の向上を図るほか、未利用財産の処分、さらには、市民サービスと負担の適正化という観点から、使用料の見直しを行うなど、自主財源の確保について積極的に取り組む。
- ◇ 市債発行額の増加は、後年度負担の増につながり、財政構造の硬直化を招く要因となることから、全会計において可能な限り市債発行の抑制に努める。
なお、やむを得ず、市債を発行する場合には、交付税措置のある有利な市債を活用する。

◎ 台風19号による災害からの復旧・復興

- ◇ 台風19号による災害からの復旧及び生活再建・事業再建に向けた取組みに対して予算を重点的に配分する。

3 予算要求基準

(1) 予算要求の考え方

① 通年予算の編成

予算の編成は、年度間の見通しに立った通年予算とする。したがって、予算編成後の制度改正や災害への対応等の緊急性のあるもののほか、年度途中での国・県補助の確定・内定、事業計画の変更等の真にやむを得ないものを除き、原則として補正措置は行わないこととする。

このような考え方に立ち、適切な進行管理と予算の着実な執行を踏まえ、要求すること。

② 経費の区分

予算要求における経費は、大きく次の4つに区分することとする。

ア 義務的経費

人件費、扶助費（実施計画事業を除く）、公債費とする。

イ 一般行政経費

a 経常的経費

経常的な事務事業の執行に要する経費や施設管理に要する経費等とする。

b 臨時的経費

大規模な維持補修事業等、災害復旧事業、会計年度任用職員制度及び指定事業に要する経費とする。

ウ 政策的経費

新・市総合計画実施計画事業に係る経費とする。

(2) 一般会計に関する要求基準

各経費区分の要求基準は、次のとおりとする。

① 義務的経費

所要額とする。

人件費・扶助費については、過去の実績を踏まえるとともに、制度改正等、今後の見通しを十分に検討し反映させ、過大な見積りとならないように、適正に見積もること。

② 経常的経費

部等ごとの枠配分方式とし、令和元年度当初予算計上額に、消費税率の引上げによる影響額を加えた額を要求の上限とする（一般財源ベース）。

増加が見込まれる経費については、事務事業の見直しによる経費節減や部等内の事務事業間の経費の組み替えを積極的に行い、枠配分内での要求を達成すること。

なお、維持補修費については、市民サービス水準を確保するため、令和元年度当初予算額に、消費税率の引上げによる影響額を加えた額以上の要求とすること。

③ 臨時的経費

所要額とする。

要求にあたっては、事業の必要性や緊急性、投資効果等を踏まえ、部等ごとに事業実施の優先順位について十分検討を行うこと。

また、経費の節減・合理化を図り、事業費の縮減に努めること。

④ 政策的経費

創生事業、復興事業及びその他の事業ごとに、部等ごとの枠配分方式とし、異なる事業区分間における事業費の組み替えは認めないものとする。

なお、実施計画において見込んでいなかった財源（国・県補助金、市債、基金利子等）を充当することにより削減される一般財源額については、原則として当該額を留保して要求すること。

また、経費の節減・合理化を図り、事業費の縮減に努めること。

(3) 特別会計及び企業会計に関する要求基準

① 特別会計

所要額とするが、一般会計との負担区分の適正化を考慮しながら、一般会計に準じて要求すること。

また、自主財源の確保に努めるとともに、経費全般にわたる節減・合理化を図ること。さらに、繰出基準を遵守し、安易に一般会計からの繰入金に依存することのないようにすること。

② 企業会計

企業会計原則に立脚し、設置目的や趣旨を十分踏まえ、独立採算を基本に収入の確保と経費節減に努めるとともに、企業経営の視点に立った会計管理を適切に行うこと。

また、地方公営企業としての経済性を発揮し、経営健全化に向けた各種方策を講ずること。

(4) その他の留意事項

- ① 各部等に示した来年度の予算枠については、現時点における最大限の歳入を見込んだうえで各部等に配分するものであり、配分した枠を超える要求は認められないので、必ず枠内での要求とすること。
- ② 要求内容が他の部等に関連する事業については、予算要求前に必ず十分な連絡調整を図り、整合性を欠くことのないよう留意すること。
- ③ 予算編成作業を円滑に進めるため、提出期限については厳守すること。
- ④ この方針に定めるもののほか、詳細な基準については、「令和2年度当初予算編成事務要領」で示すこととする。

4 本市財政に係る中長期的な課題について

(1) 復興・創生期間終了後の中長期的な財政運営について

今後の財政運営の課題としては、復興・創生期間も残りわずかとなり、復興関連事業や復興需要が収束していくと考えられる中で、中長期的には、人口減少や少子高齢化により財政的な制約が高まっていくことが想定される。

さらに、「公共施設等の老朽化対策」や「新病院建設、小・中学校空調設備設置事業などに伴う財政負担への対応」、「地域創生に向けたまちづくりの取組み」などの新たな財政需要にも対応していく必要がある。

本市財政は、このような課題に対応しながら、復興・創生期間から平時へのなだらかな移行を図る必要があり、今後も、国における制度改正の動向や社会経済の状況を注視しつつ、将来にわたり持続可能な財政運営を確立していく必要がある。

☆ 公共施設等の老朽化対策

過去に建設された公共施設等が大量に更新時期を迎えることに伴う財政圧迫や、人口減少等に伴う公共施設等の利用需要の変化を踏まえ、施設全体の最適化を図る必要があることから、本市においても、平成28年度に公共施設等総合管理計画を策定し、所有施設の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定め、現在、当該計画に基づき、個別施設の状態や維持管理等に係る対策の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期等を定める個別管理計画の策定を進めているところであり、その進捗管理については、「いわき市公共施設等マネジメント推進本部」及び「いわき市公共施設等総合管理計画推進委員会」において審議を行い、合意を図っていくこととしている。

今後の公共施設等の維持管理コストの増嵩は、本市の今後の財政状況に大きな影響を与えるため、長寿命化・集約化・複合化などに要する施設の維持管理コストの平準化と、基金等を活用した計画的な財源確保を図っていく必要がある。